6　いずれか一方の当事国政府が、2から5までの規定の適用を受ける活動以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行うもののための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。（第六条関係）

7　この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第七条関係）

8　この協定に基づいて償還される後方支援、物品又は役務の価格は、手続取極に定める関連規定に基づいて決定される。（第八条関係）

9　この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務については、提供側政府の書面による事前の同意を得ないで、日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。（第九条関係）

10　この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間で締結される手続取極にのみ従うものとする。（第一〇条関係）

11　この協定は、日米地位協定に基づく両当事国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

12　両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第一一条関係）

最終規定（第一二条関係）

㈠　この協定は、一〇年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの一〇年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

㈡　各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

㈢　この協定は、両当事国政府の書面による合意によって改正することができる。ただし、この協定の付表2は、両当事国政府の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

㈣　現行協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

条　約

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第七号

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）は、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の緊密な協力を促進し、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）の円滑かつ効果的な運用に寄与することを認識し、

このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、次の用語は、次のとおり定義される。

a　「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定める。

i　後方支援、物品又は役務には、汎用車両その他の非致死性の軍事上の装備品の一時的な使用であって、それぞれ自国の国内法令により認められるものを含む。

ii　後方支援、物品又は役務の提供には、日本国の自衛隊による武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供を含まない。

b　「重要影響事態」とは、日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいう。

c　「武力攻撃事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生した事態又は日本国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

d　「武力攻撃予測事態」とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、日本国に対する武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

e　「存立危機事態」とは、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。